

令和4年度

第6回定例農業委員会会議録

令和4年9月20日 開催

令和4年9月20日 閉会

(場所) 綾川町綾南農村環境改善センター

令和4年度 第6回 綾川町農業委員会会議録

農委告示 第10号

令和4年度 第6回 農業委員会を次のとおり招集する。

令和4年9月14日

農業委員会会長 中添 文彦

召集 令和4年9月14日

場所 綾川町綾南農村環境改善センター

開会 令和4年9月20日 午前 9時00分

閉会 令和4年9月20日 午前 9時35分 (会期1日)

第1日目(9月20日)

出席委員 18名

		8番	笹川 武義	15番	滝川 廣男
2番	谷本 利信	9番	井脇 弘幸	16番	渡辺 玲子
3番	三好 直樹	10番	長尾 清	17番	大野 政則
4番	國重 義廣	11番	川西 正廣	18番	藤重 英子
5番	森 健人	12番	藤滝 健造	19番	丸尾 説男
6番	福家 範行	13番	三好 満		
7番	佐藤 裕子	14番	三好 光春		

農地利用最適化推進委員 0名参加

議事録署名委員 16番 渡辺 玲子 委員、 17番 大野 政則 委員

欠席 1番 中添 文彦 委員

公務のため出席した者の職氏名

事務局長 福家 勝己 課長補佐 亀山 和成 主任主事 岩部 有起  
主査 三好 勇太

傍聴人 0人

## 議事日程

令和 4 年 9 月 20 日

- 第 1 会期の決定について
- 第 2 議事録署名委員の指名について
- 第 3 議案第 1 号 農地法第 3 条（農業委員会）について
- 第 4 議案第 2 号 農地法第 5 条（県知事）について
- 第 5 議案第 3 号 基盤強化法第 19 条（農用地利用集積計画の公告）について
- 第 6 議案第 4 号 農地中間管理事業法第 19 条の 2【農地利用集積計画一括方式】について
- 第 7 報告第 1 号 農地法第 18 条（通知）について

令和 4 年 9 月 農業委員会議事録

午前 9 時 00 分 開会

職務代理

みなさま、おはようございます。定刻が参りましたので、ただいまから令和 4 年度第 6 回農業委員会を開催します。出席者の方へのお願いです。携帯電話をお持ちの方は、本会開催中、マナーモード若しくは、電源をお切りいただきますようお願いいたします。

本日は、中添会長が欠席ですので、私のほうから一言ご挨拶申し上げます。

職務代理

【挨拶】

職務代理

それでは、議事に移ります。

議事進行につきましては、綾川町農業委員会会議規則第 4 条で、「会長は、会議の議長となり、議事を総理する。」とありますので、中添会長にお願いするところですが、本日は欠席のため会長職務代理者の谷本で進めさせていただきます。

議長

本日の欠席者は、1 番 中添文彦会長の 1 名です。よって、農業委員出席者は、18 名です。会期の決定ですが、会期は本日 1 日限りといたします。なお、「議事録署名委員の指名について」ですが、私の方で指名してよろしいでしょうか。

委員一同

はい。

議長

本日の議事録署名人には、16 番 渡辺玲子委員、17 番 大野政則委員を指名します。

議長

本日の議案の審議に移ります。なお、第 1 号議案の案件第 3 号に三好満委員に関係する案件が含まれますので、審議の間ご退室をお願いします。

【 退室 】

議長

それでは、事務局より説明を願います。

事務局

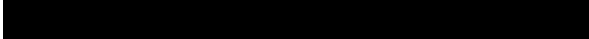
議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請です。第 3 号案件について、説明します。P.1 をご覧ください。

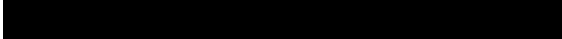
議案第 1 号-3

地 図： 

権利等： 所有権移転 有償売買 総額 35 万円

申請地： 

譲渡人： 

譲受人： 

説明： 申請に至った理由ですが、譲渡人は労働力不足により経営縮小を考えていたところ、経営規模の拡大を考えており、[ ]の申請地を借り受けて耕作している譲受人との間で、意見が合致し申請に至ったものです。

譲受人の経営面積は、自作地と借入地で 158,045 m<sup>2</sup>あり、この案件での取得予定が 4,050 m<sup>2</sup>、うち借受分が 1,881 m<sup>2</sup>ですので、合わせて 160,214 m<sup>2</sup>となり下限面積を超えております。また、現所有農地については、全て適切に維持管理されています。

取得後の営農計画としては、現状と同じく[ ]では水稻、菜花、[ ]では柿を予定しております。

譲受人の農作業暦としては、30年、農作業の従事日数は、250日で、機械の所有状況については、トラクター4台、耕運機1台、コンバイン、田植機、乾燥機を各1台、トラック3台、及び農舎50 m<sup>2</sup>を所有しています。また、水稻、菜花、柿の作付け計画であることから、周囲への影響も無いものと考えます。

対象農地までの通作距離は、遠い農地で約3km、車で12分であり、通作可能な圏内に居住しているものと考えられます。

以上の理由により、農地法第3条第2項各号に照らしましたところ、これらには該当しないことから、許可相当と考えます。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長

案件第3号につきまして、何か質問はありませんか

委員一同

なし

議長

それではさきに採決を行います。

議案第1号の、案件第3号について、賛成する方の挙手を求めます。

委員一同

挙手多数

議長

挙手多数と認めます。この案件は可決されました。三好委員は、入室の上、ご着席下さい。

【 入室 】

議長

事務局より、残りの案件につきまして説明を求めます。

事務局

はい。先ほどご審議いただいた案件を除く残りの案件について説明します。

議案第1号-1

地 図： [ ]  
権利等： 所有権移転 無償譲渡  
申請地： [ ]  
譲渡人： [ ]  
譲受人： [ ]

説明： 申請に至った理由ですが、譲渡人は相続により申請地を取得したものの、居宅から離れた狭小な農地で、他に所有農地もなかったため処分を考えていたところ、経営規模の拡大を考えており、申請地の隣接地に居住し、農地を耕作している譲受人との間で、意見が合致し申請に至ったものです。

譲受人の経営面積は、自作地と借入地で7,881.19㎡あり、この案件での取得予定が227㎡ですので、合わせて8,108.19㎡となり下限面積を超えております。また、現所有農地については、全て適切に維持管理されています。

取得後の営農計画としては、現状と同じく野菜を予定しております。

譲受人の農作業歴としては、30年、農作業の従事日数は、150日で、機械の所有状況については、トラクター、コンバイン、耕運機、田植機、軽トラックを各1台、及び農舎40㎡を所有しています。また、野菜の作付け計画であることから、周囲への影響も無いものと考えます。

対象農地までの通作距離は自宅に隣接しているため、徒歩で1分で、通作可能な圏内に居住しているものと考えます。

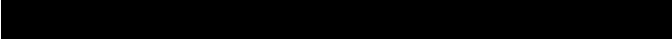
以上の理由により、農地法第3条第2項各号に照らしましたところ、これらには該当しないことから、許可相当と考えます。

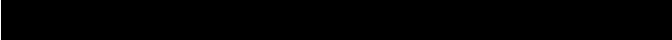
#### 議案第1号-2

地 図： 

権利等： 所有権移転 無償譲渡

申請地： 

譲渡人： 

譲受人： 

説明： 申請に至った理由ですが、譲渡人は相続により申請地を取得したものの、居宅から離れており、労働力不足のため経営縮小を考えていたところ、経営規模の拡大を考えており、申請地の隣接農地を耕作している譲受人との間で、意見が合致し申請に至ったものです。

譲受人の経営面積は、すべて自作地で10,670㎡あり、この案件での取得予定が275㎡ですので、合わせて10,945㎡となり下限面積を超えております。また、現所有農地については、全て適切に維持管理されています。

取得後の営農計画としては、現状と同じく水稻を予定しております。

譲受人の農作業歴としては、15年、農作業の従事日数は、200日で、機械の所有状況については、トラクター、コンバイン、田植機、トラックを各1台、及び農舎100㎡を所有しています。また、水稻の作付け計画であることから、周囲への影響も無いものと考えます。

対象農地までの通作距離は、約100m、徒歩5分であり、通作可能な圏内に居住しているものと考えられます。

以上の理由により、農地法第3条第2項各号に照らしましたところ、これらには該当しないことから、許可相当と考えます。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長

議案第1号についてご質問はございませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第 2 号につきまして説明を求めます。

事務局

議案第 2 号農地法第 5 条の規定による許可申請について説明します。今月は 2 件です。

議案第 2 号-1

地図・図面：

申請地：

地 種： 第 2 種農地

併用地： なし

譲渡人：

譲受人：

用途： 住宅用地、集合住宅その他

施設の概要： 共同住宅 2 階建 1 棟 111.91 m<sup>2</sup>、共同住宅 2 階建 1 棟 177.23 m<sup>2</sup>  
合計 289.14 m<sup>2</sup>

申請事由： 共同住宅

説明：【理由】 譲受人は、[REDACTED]に住む会社員の方であり、将来形成のため、副業として賃貸住宅を経営する計画を立てたものです。申請地は、[REDACTED]の南約 1km に位置しており、国道沿いには多数の企業や店舗があるため、賃貸需要が見込めると判断し土地の選定に至りました。

一方、譲渡人は町外に在住しており高齢で自作ができないため休耕中となっている土地の所有者であり、綾川町で土地を探していた譲受人と土地の管理に苦慮していた譲渡人の双方で意向が合致したため本申請に及んだものです。

【資金】 土地代 800 万円 造成費 800 万円、建築費 8,900 万円  
自己資金 0 万円、借入金 1 億 500 万円

【期間】 令和 5 年 1 月 15 日（許可後）～令和 6 年 3 月 14 日

【造成】 盛土 最大 H=0.3m 切土 なし コンクリート擁壁 最大 H=0.5m

【排水】 雨水：溜枿を設置し U 字溝を經由し東側地先水路へ放流  
汚水：排水管を經由して、公共下水へ接続

【他法令許可】 開発許可、公共用財産使用許可、町道占有許可・工事承認

【水利】

なお、必須ではありませんが、最終放流先となる[REDACTED]の同意書についても、取得を依頼しております。

【隣接同意】

[REDACTED]に関しては隣接同意が得られていませんが、事務処理要領上、本件については添付が必須なものではありません。ただし、綾川町で転用申請がある場合は、基本的には隣接同意を求めてきた経緯があるため、

本件についても引き続き隣接同意を得られるよう依頼をしています。現在は十分に接触できていない状況のようですので、少なくとも1度は本転用案件に関する説明を十分に行う必要があると考えています

なお、[ ]が所有する西側農地と本申請地との間は6mほどの農地が残る計画となっていますが、これは計画地との距離を取り、共同住宅建築による営農上の影響が出ないように、被害防除に努めているとのことです。

議案第2号-2

地図・図面： [ ]

申請地： [ ]

地種： 第2種農地

併用地： なし

譲渡人： [ ]

譲受人： [ ]

用途： 住宅用地、集合住宅その他

施設の概要： 共同住宅2階建1棟 236.30㎡

申請事由： 共同住宅

説明：【理由】 譲受人は、[ ]に住む会社員の方であり、将来形成のため、副業として賃貸住宅を経営する計画を立てたものです。近年綾川町では、[ ]が改築されるなど、若年層の働き手が増え賃貸住宅の需要が高まっていることから、綾川町周辺で土地を探していたところ、町外に居住しており農地の管理に苦慮していた譲渡人との間で意向が合致し本申請に及んだものです。

【資金】 土地代 500万円 造成費 700万円、建築費 6,700万円  
自己資金 0万円、借入金 7,900万円

【期間】 令和5年1月15日（許可後）～令和6年3月14日

【造成】 盛土 最大H=1.77m 切土 なし  
コンクリート擁壁 最大H=1.2～2.5m

【排水】 雨水：溜桝を設置し東側地先水路へ放流  
汚水：排水管を経由して、公共下水へ接続

【他法令許可】 開発許可、公共用財産使用許可、町道占有許可・工事承認

【水利】 [ ]

なお、最終放流先となる[ ]の同意書も取得を依頼しております。

【隣接同意】 [ ]  
[ ]に関しては隣接同意が得られていません。

以上、2件についてご審議のほどよろしくお願い致します。

議長

議案第2号についてご質問はありませんか。

丸尾委員

取得を依頼している[ ]の同意書は、取得の見込みがありますか。



事務局

既に同意取得済の土地改良区代表者と同一の方ですので、取得見込みありと考えています。

丸尾委員

隣接同意が得られておらず、同意を得るよう指導しているとのことですが、手続きに支障はありませんか。

事務局

同意書は、本件においては必須書類ではありません。ただし、綾川町農業委員会では、今まで、周辺トラブル回避のためにも同意書の提出を求めてきております。

現在、隣接地の所有者と接触できておりませんので、最大限努力するよう指導しており、万が一同意を得られなかった際にも、経緯書を提出させ、誠実に対応したことを確認したうえで、手続きを進める予定です。

議長

他に質問はございませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第3号についてです。なお、案件第5号に三好満委員に関係する案件が含まれますので、審議の間ご退室をお願いします。

【 退室 】

議長

それでは事務局より説明を願います。

事務局

はい。第5号案件について、説明します。

P.5をご覧ください。

議案第3号-5

所在：

利用権： 使用貸借権

貸付人：

借受人：

借受人経営面積： 158,445 m<sup>2</sup>

利用目的： 水稲、麦

賃料： 年間10a当たり0円

期間： R4.10.1～R7.9.30（3年間）

以上、審議のほどよろしく申し上げます。

議長

案件第5号につきまして、何か質問はありませんか。

委員一同

なし

議長

それではさきに採決を行います。

議案第3号の、案件第5号について、賛成する方の挙手を求めます。

委員一同

挙手多数

議長

挙手多数と認めます。この案件は可決されました。三好委員は、入室の上、ご着席下さい。

【 入室 】

議長

事務局より、残りの案件につきまして説明を求めます。

事務局

はい。先ほどご審議いただいた案件を除く残りの案件について説明します。

P.3～P.5をご覧ください。

権利種別、貸借権設定です。

契約件数： 4件 合計 21,556 m<sup>2</sup>

内訳

新規契約： 1・2番 2件 6,439 m<sup>2</sup>

更新契約： 3・4番 2件 2,334 m<sup>2</sup>

以上、審議のほどよろしく申し上げます。

議長

議案第3号についてご質問はございませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第4号について、事務局より説明を願います。

事務局

はい。P.6～P.8をご覧ください。

契約件数： 5件 合計 19,870 m<sup>2</sup>

すべて新規契約です。

貸付先としましては、1～4番を[ ]へ、5番を[ ]へ貸し付けるものです。

以上、審議のほどよろしく申し上げます。

議長

議案第4号について、ご質問はございませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、報告第1号について、事務局より説明を願います。

事務局

報告第1号、農地法第18条の規定による合意解約の届出について説明します。今月は1件です。

報告 1-1

賃貸人：

相続人：

賃借人：

申請地：

解約日：令和 4 年 8 月 31 日

説 明：基盤整備の仮地番附番に伴う契約の結び直しによる旧地番での利用権の解約で、離作補償はありません。

以上です。よろしくお願いいたします。

議長

報告第 1 号について、ご質問はございませんか。

委員一同

なし

議長

以上ですべての議案についての説明、質疑が終了しました。

それでは、採決に入ります。本日提案された第 1 号議案から第 4 号議案のうち、第 1 号議案の案件第 3 号及び第 3 号議案の案件第 5 号を除く案件について、原案通り賛成する方の挙手を求めます。

委員一同

全員挙手

議長

全員の方の挙手をいただきましたので、議案はすべて承認されました。以上で本日の日程はすべて終了しました。ありがとうございました。

職務代理

本日も各委員さんのご協力により定例農業委員会が無事終了致しました。慎重なご審議ありがとうございました。それでは、第 6 回定例農業委員会を閉会いたします。

午前 9 時 35 分

閉会